

琴浦町不妊治療費助成金のお知らせ

琴浦町では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、保険外診療の体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）・男性不妊治療、人工授精に要する費用の一部を助成します。

【対象者】＊下記のいずれにも該当する方

- ・琴浦町に夫婦（事実婚を含む）の両方、またはどちらかの住所があり、1年以上継続して居住している方
- ・鳥取県特定不妊治療費助成金または鳥取県人工授精助成金の交付決定を受けている方
- ・（特定不妊治療該当者のみ）特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された方

【助成内容・申請方法】

助成を申請される方は、県に提出された申請書のうち「鳥取県内市町村申請用」用紙と必要な書類を添付して、琴浦町役場子育て応援課に提出してください。

《特定不妊治療》

| 治療区分 | 助成金額 |
|---|---------------|
| 受精まで行った治療 (県治療区分 A・B・D・E) | 1回につき、上限10万円 |
| 受精を行っていない治療 (県治療区分 C・F) | 1回につき、上限5万円 |
| 男性不妊治療 | 1回につき、上限1万5千円 |
| 《添付書類》 ① 特定不妊治療に係る領収書の写し ② 「鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書」の写し | |

《人工授精》

| 治療区分 | 助成金額 | 助成回数制限 |
|--|--|---|
| 人工授精 | 1回につき、県助成金を除いた額の1/2の額。(1円未満は切り捨て) 1年度につき上限2万円 | 通算2年度まで ※県助成金の交付を受けていた期間は、本助成を受けていた期間とみなします。 |
| 《添付書類》 ① 人工授精に係る領収書の写し ② 「鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書」の写し | | |

【申請期間】

鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けた年度内に申請してください。
※ただし、2月1日～3月31日付で県の交付決定を受けた場合、翌年度5月31日まで申請できますが、次年度分の助成の扱いとなります。

詳しい内容は、琴浦町子育て応援課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 琴浦町子育て応援課

東伯郡琴浦町徳万591-2

電話：27-1333 / ファクシミリ：49-0000

